

紫陽花が雨に映える季節です。梅雨明けが待ち遠しい〜

第143号
2023年6月発行

～ジニア(百日草)～

YSS通信

今回のテーマ

空き家特例について

by.遺言相続サポートセンター いちご

ニュース等で「空き家問題」が取り上げられることが多くなりましたが、離れた土地で暮らす相続人の方から、相続で取得したご実家の処分についてご相談を受けることも増えてきています。

不動産を売却する場合には、通常、譲渡所得税が課せられますが、相続開始から3年を経過する日の属する年の

12月31日までの間に売却した場合、一定の条件に当てはまれば、3,000万円の特別控除を受けることができます。

ご実家の売却をお考えの方は、特別控除の対象となるかどうか、一度チェックシートで確認されてはいかがでしょうか。

https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/topics/joto_zoyo_r04/pdf/04.pdf
(相続した空き家を売却した場合の特例チェックシート)

私と社福

社福経営サポートクラブからのお知らせ

昨今のご時勢もあり、理事会や評議員会の開催を省略(決議の省略)している法人様も多いのではないのでしょうか。それに伴って下記のようなお問い合わせを頂く機会がここ2年程多くございました。

一現況報告書の中で理事・監事、評議員の出席回数に記載する箇所があるが、開催を省略した場合は出席になるのか?一
現況報告書の記載要領にはこのように書かれています。

(02)「出席者数」欄には実際に〇〇会に出席した人数を記載すること。

なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること

ここでいう(4)とは「うち開催を省略した回数」ですので、つまり決議の省略をした際に提案に同意した人数となります。決議の省略は全員同意が必須ですので、決議を省略したときには全員出席と記載するのが正解です。

ちなみに各理事・監事・評議員の状況を記載する欄にも出席回数を記載するところがございますので、ここが整合するようにきをつけましょう(´ー`)

by.カノン

「我がまち岡山にファジアーノがある幸せ」

負けないけど、勝ちきれない...
そんな前半戦でしたが、ここから巻き返すです!
今年こそ、J2の頂へ!そしてJ1へ!
J1目指して、さあ、ココロヒトツニ!
「ファジアーノ!」

by.えびき

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
21	6.17 土	19:00	vs 大分	レソド
22	6.24 土	18:00	vs 甲府	JITス
23	7.1 土	19:00	vs 水戸	シティライトスタジアム
24	7.5 水	19:00	vs 藤枝	シティライトスタジアム
25	7.9 日	19:00	vs 徳島	鳴門大塚
26	7.16 日	18:00	vs 長崎	シティライトスタジアム

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10
TEL <事務所> 086-274-8188 <会社> 086-274-6177
FAX 086-274-8187
HP <http://s-cb.jp/> E-mail info@s-cb.jp

- SERVICE MENU**
- 税務コンサルティング
 - 会計コンサルティング
 - 経営コンサルティング
 - 人事評価コンサルティング
 - 財務分析サービス
 - 各種セミナー・勉強会開催
 - 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

梅雨明けが待ち遠しい日々が続きます。
豊穣の源であると理解はしているのですが、青空が恋しくなりますね。
さて、気分だけは爽やかに、今度もニュースレターをお楽しみください。



R5年税制改正 NISA制度について抜本的拡充・恒久化

Q R5年NISA制度の改正について教えてください。

by.カイ

A

NISA制度の抜本的拡充・恒久化として下記の改正が行われます。

- 「資産所得倍増」貯蓄から投資への観点から、NISA制度について、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とします。
- 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠(「つみたて投資枠」)については、年間投資上限額を120万円に拡充します。
- 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。
- 非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とします。

【令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20万円		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)~令和19年(2037年)		平成26年(2014年)~令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)</small>		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 ^(※2) (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)</small>		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) <small>※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外</small>
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(※1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
(※2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
(※3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への動議行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

未来会計活用法

第19回

by. 未来会計
マスター協会

未来会計の基本 13 「儲けの構造」が見えてくる 「未来デザインPL」



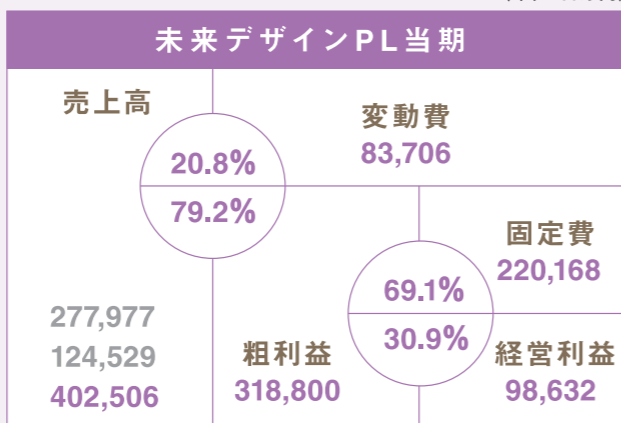
「制度会計のPL」では、経費が非常に細かく分類されていますが、木を見ても森を見ず、細部にばかりとらわれてしまうと重要な数字が何なのかわからなくなってしまいます。

そのため「未来デザインPL」では、ざっくりと経費を「変動費」と「固定費」に分けることで、簡潔で分かりやすくなり、さらに「儲けの構造=ビジネスモデル」まで浮き彫りになります。

それが「制度会計上のPL」では知ることのできない、「経営安全率」や「損益分岐点比率」「労働生産性」などの数字です。

未来デザインPL

(単位:百万円)



次回も「未来デザインPL」の特徴をみていきます。

by.未来会計マスターKAI

海外サイトの掲載手数料と仕入控除

すがすがしい初夏の季節となりました。今回は、海外サイトの掲載手数料と仕入れ控除について伝えをします。

入国制限の緩和等で、訪日外国人に目にする機会が増えました。宿泊業者等が予約サイト等に広告掲載手数料を支払う場合、サイト運営会社が国内事業者か国外事業者かを検討することなく、一律で仕入税額控除ができることと誤認するケースが多いようです。

国外事業者が運営するサイトに支払う広告掲載手数料のように、インターネット等を介し国境を越えて国外事業者から役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものは、「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当する。その仕入れ(特定課税仕入れ)は、原則として、リバースチャージ方式が適用され、特定課税仕入れの額を課税標準額・仕入税額の計算の両方に含めて、役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税をします。

ただ、「課税売上割合が95%以上」や「簡易課税制度」

の国内事業者については、消費税法上、特定課税仕入れは、「なかったもの」として取り扱われます。

例えば、国内事業者であるホテルA社(課税売上割合95%以上)が国内事業者である宿泊予約サイト運営会社B社に広告掲載手数料10,000円を支払うケースを想定します。

広告掲載手数料10,000円は、特定課税仕入れに該当するものの、課税売上割合95%以上のA社は、リバースチャージ方式の適用外であり、消費税法上は「なかったもの」として取り扱われ、課税標準額・仕入税額の計算の両方には含まれません。

なお、B社が宿泊料のオンライン決済に対応していて、宿泊料の収入について広告掲載手数料10,000円を控除した金額で、B社からA社に振り込まれることがありますが、宿泊料収入に係る課税売上高を手数料控除後の金額とすることはできません。

by.ふぐ



34 新屋島水族館(香川県)

今回もペット同伴可の水族館をご紹介します。今回ご紹介するのは「新屋島水族館」です。私もGW前に我が家のわんこと一緒に行ってきました!

私たちは抱っこで入館しましたが、ペット用バギーでの入館も可で、バギーに乗せているお客さんもちらほらいらっしゃいました。貸し出し用に数台置いてあったりもしました。バリアフリーになっている範囲も多く、バギーで

も問題ないようでした。

展示では、うちのわんこは金魚・熱帯魚展示が気に入ったようで水槽を見ているような気がしました。ペンギンやカワウソの鳴き声にはキョロキョロしていましたが^^; 基本どこでも入ってよく、抱っこしていたらお土産ショップも入っていいですよー。と言って下さいました。とってもペットフレンドリーな水族館でした!

by.海月



今月の1冊

20 ザ・ビジョン 進むべき道は見えているか

ケン・ブランチャード(著)、ジェシー・ストーナー(著)、田辺 希久子(翻訳) ダイヤモンド社 2004年1月



「1分間マネジャー」で有名なケン・ブランチャードによる「ビジョン」の創造と実践のビジネスストーリーです。ブランチャードは、説得力のあるビジョンを生み出すために、3つの基本要素を提唱しています。①有意義な目的、②明確な価値観、③未来のイメージ、です。

私が一番心に残ったのは、「今がなければ、未来もない」と

いうメッセージです。ストーリーの中で登場人物が語っています。

「過去に学び、未来に備え、今を生きよ。」

言い換えれば、今この瞬間から、ビジョンを生きよ」

進むべき道を見失いそうになったときにお薦めの一冊です。

by.スクエア

今回は
「6月21日」について

6月の記念日

6/21は夏至になることが多いですね。他にはなんの記念日があるのでしょうか。

夏至由来の記念日が多いことがわかりました。

『スナックの日』...かつて日本では夏至の日に餅を固くして食べる「歯固」という習慣があったことから制定

『冷蔵庫の日』...夏至は梅雨の真っ只中で、梅雨から夏にかけて冷蔵庫が活躍する時期のため制定

『酒風呂の日』...四季の節目である春分、夏至、秋分、冬至に酒風呂に入り、健康増進をはかるうということ、湯で治す『湯治』の語呂と暦の二十四節気の『冬至』や日本酒製造の責任者である『杜氏』を連想させるこの日に制定

『フルーツカービングの日』...太陽の恵みを受けた果物のイメージから、夏至となることの多いこの日がふさわしいと制定

『アングーマネジメントの日』...怒りは『ム(6)カム(6)カ』と表現されること、人の怒りの感情がピークに達するのに6秒かかることとにちなんで制定。

『ソーパークービングの日』...暑さに向かうこの時期に美しさと香りさわやかさを表現するイメージから、夏至となるこの日がふさわしいと制定

『えびフライの日』...曲がったえびの形が6に見えること、21をフ(2)ライ(1)と読む語呂合わせから制定
記念日ではありませんが、6/21は本能寺の変が起こっていました。

by.おいしい